

大阪市中央区防災計画

～ その日に備えて ～



平成29年3月 改正
中央区役所

はじめに

98 パーセント。

みなさんは、この数字が意味するところをご存知でしょうか。

この数字は、阪神・淡路大震災で生き埋めになった人のうち、家族や自力で、または、友人や隣近所の人に助けられた人の割合を示しています。

自分（家族の）の命を自分（家族）で守ることを自助、地域のみなさんで助け合うことを共助、国や市役所・区役所による支援のことを公助といいます。阪神・淡路大震災における例が示しているとおり、災害時には自助と共助がとても重要になります。

大阪市では、災害発生時の市役所・区役所などの関係機関の役割（公助）を中心とした、大阪市地域防災計画を定めていましたが、今回、市の防災計画に加えて各区の特性にあわせた区の防災計画を策定することになりました。中央区役所では、中央区の特性や自助・共助の重要性を踏まえて、自助・共助についての記載を中心とした中央区地域防災計画を策定しました。

もっとも、災害を軽減するには、個人や家族、地域の人たちによる備えや対策だけではなく、市役所や区役所と連携した備えや対策が不可欠となります。中央区防災計画では、自助・共助の記載に加えて、災害に対する中央区役所の取り組みや、災害発生時における中央区役所の役割も紹介しています。

また、災害に対する備えを効果的に行うには、発生しうる自然災害と、それによる被害についての正しい知識が欠かせません。中央区防災計画では、中央区で想定される自然災害のメカニズムや特徴、それによる被害想定を記載しています。

自然災害を未然に防止することはできません。しかしながら、日頃からの備えや取り組みにより被害を減少させることはできます。

本防災計画は、区民のみなさまに分かりやすく活用していただけるよう、イラストや写真、グラフ、図を多用したものとなっています。本防災計画が、みなさまの日頃の災害に対する備えや取り組みの一助となれば幸いです。

なお、本防災計画の内容は引き続き検討し、必要に応じて改訂を加え、より一層の内容の充実を図ることとしています。

平成 25 年 4 月

大阪市中央区役所

大阪市では、平成 26 年 10 月に、南海トラフ巨大地震による広範囲にわたる津波浸水、及び甚大な人的・物的被害想定を踏まえ、「減災」を基本理念に、命を守ることを重点として「大阪市地域防災計画」を修正しました。

また、平成 27 年 2 月には「大阪市・市民・事業者等の責任と役割」を明確化し、本市における防災・減災対策等の推進を図るため「大阪市防災・減災条例」が施行されました。これらを踏まえ、本防災計画を改正します。

平成 27 年 3 月

大阪市中央区役所

大阪市では、災害対策基本法の改正に伴い、これまで大阪市地域防災計画において定めていた避難施設について、「避難場所」と「避難所」を明確に区別するとともに、災害時に、よりの確に避難していただくため、「避難場所」ごとにあらためて安全性の検証を行い、避難できる災害の種類（地震、津波、洪水、大規模火災）を明らかにしました。

また、これまでの大災害から、避難所のあり方など減災にむけた新しい課題が明らかになってきたことから、本防災計画を改正します。

平成 29 年 3 月

大阪市中心区役所

目 次

第1章 中央区の特性	1
第2章 災害想定	4
第1節 地震、液状化、津波	5
1．内陸活断層による地震	
2．海溝（プレート境界）型の地震	
3．地震による液状化現象	
4．津波	
第2節 風水害	16
1．台風・集中豪雨による災害	
2．河川氾濫による災害	
3．内水氾濫による災害	
第3章 対策	21
第1節 災害に対する事前の備え	22
1．中央区役所の取組み（公助）	
2．家庭や事業所での対策（自助）	
3．隣近所での対策（共助）	
第2節 応急対策期における対応について	38
1．自分の身を守る（自助）	
2．地域で守る（共助）	
3．区役所の役割（公助）	
第3節 生活再建のために（復旧期の対策等）	56
1．避難生活（自助・共助）	
2．生活の再建にかかる区役所の役割（公助）	
参考 大阪市防災・減災条例	